

## 企業版ふるさと納税に係るスキーム調査検討支援業務委託契約書

一般財団法人マリノオープンイノベーション機構（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「企業版ふるさと納税に係るスキーム調査検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

### （守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。

### （個人情報の保護）

第4条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### （委託期間）

第5条 この委託期間は、契約締結の日から令和3年3月10日までとする。

### （申出義務）

第6条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

### （委託契約額）

第7条 甲は、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金\*\*\*\*\*円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\*\*\*\*\*円）を支払うものとする。

2 前項の消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。ただし、消費税法等の改正等により委託費に乗ずる率を変更する場合には、甲乙協議の上、取引に係る消費税及び地方消費税の額及び委託費の変更を行うものとする。

(支払方法)

第8条 乙は、第14条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が第2条から第4条の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当した場合
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

#### (損害賠償責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

#### (処理状況の報告等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

#### (委託業務成果品の提出)

第14条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に定める成果品を、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から成果品の提出を受けたときは、速やかに業務の内容を検査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

#### (契約解除後の成果品の提出)

第15条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後5日以内に既履行部分までの成果品を甲に提出しなければならない。

#### (委託費の処理)

第16条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、乙が第2条から第4条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

#### (著作物の帰属)

第17条 この契約に基づき作成された成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)

第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第 18 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(留意事項)

第 19 条 委託事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条第 2 項で規定されている合理的配慮について留意すること。

(定めのない事項の処理)

第 20 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 3 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市清水区日の出町 9 番 25 号  
清水マリビル 2 階  
一般財団法人マリンオープンイノベーション機構  
代表理事 松永 是

(乙)

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

### 第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

### 第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第7 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第9 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

### 第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

## 企業版ふるさと納税に係るスキーム調査検討支援業務委託仕様書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として締結した、企業版ふるさと納税に係るスキーム調査検討支援業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、委託業務の内容に変更があったときは、両者別途協議の上、決定する。

### 1 目的

甲は、令和2年11月に、オープンイノベーション拠点施設である MaOI-PARC を新たに開設した。当該施設は、マリンオープンイノベーションプロジェクトの中核拠点であり、駿河湾等の魅力的な海洋資源を活用し、研究や実証に留まらず、マリンバイオテクノロジーの社会実装（サービス・製品として上市し、継続し利益を生み続ける産業として昇華）の実現を使命とするものである。

甲では、令和元年度以降、シーズ研究、事業化促進事業及び海洋技術開発促進事業等の支援制度を活用するなどして事業実績を多数生み出し、海洋産業創出の起点となりうる事業やそのノウハウが確立されつつある。

一方で、これらの社会実装を実現するにおいては、官民を含む様々なプレイヤーの巻き込みが不可欠である。また甲が民間組織として継続的に事業を創出し続けるためには、甲として備えるべき支援サービス（有償・無償含む）及びファイナンススキーム（成果報酬的な支援形態やテクノロジーへの先行投資等含む）の枠組みが必要となっている。

こうした観点から、本事業は、令和2年度に改正された「企業版ふるさと納税制度」に主眼を置き、官民連携でのインキュベーション事業のファイナンススキームの調査・甲の推進するマリンオープンイノベーションにおける活用可能性の検討を実施することを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 企業版ふるさと納税制度の制度及び活用事例調査

##### ① 企業版ふるさと納税制度概要調査

令和2年度に税制改正が図られ、その拡充・延長が図られた企業版ふるさと納税制度について、スキーム及び納税者・被税者のメリット（訴求価値）を抽出する。

なお、調査はデスクトップ・文献調査を主とし、必要に応じ内閣府（企業版ふるさと納税制度所管）へのヒアリング等も実施する。

##### 1) 調査事項

- 推進にあたり巻き込みが必要になるプレイヤー
- 申請プロセス（手順・時期・必要書式）
- 納税者の得られる便益（税制上の便益及び社会的便益）
- 制度上許されるリターン設計及び明確な禁止事項
- 納税金の事業化プロセス

- 他の既存制度と比較した際のメリット・デメリット
  - ✓ 受益・便益（金銭的価値/社会的価値）の比較
  - ✓ 工数の比較
  - ✓ 制約の比較

## ② 企業版ふるさと納税活用事例調査及び成功要諦の整理

実際に企業版ふるさと納税制度を活用し、資金調達（企業からの寄付）に成功した事例を調査し、納税者の納税理由を抽出し、甲（所属自治体）が本制度を活用するに際しての、訴求点を明確化する。

なお、調査はデスクトップ・文献調査を主とし、必要に応じ内閣府（企業版ふるさと納税制度所管）や実施自治体へのヒアリング等も実施する。

### 1) 調査事項

- 企業版ふるさと納税制度成功事例抽出  
※事例抽出にあたっては、甲所属のコーディネーター等と協議する形で実施。
- 成功要諦の整理
  - ✓ 事業設計及び内容（どのような納税者便益を有する事業か）
  - ✓ ターゲット（納税候補者）
  - ✓ 訴求価値（税制面・社会価値）
  - ✓ ターゲットリーチ及び訴求方法
  - ✓ 事業効果や自走化の工夫

## (2) 企業版ふるさと納税制度の静岡圏域での活用方針検討

### ① 企業版ふるさと納税制度を活用したマリノオープンイノベーションプロジェクト推進方針の検討

(1) にて抽出した制度概要及び成功要諦に基づき、静岡圏域（※企業版ふるさと納税制度は、県及び市区町村の双方が寄付対象として実施可能であるため）で、実施するにあたってのケースモデルの構築を実施する。なお調査はデスクトップ・文献調査を主とし、具体的なブルーエコノミーにおけるバリューチェーン・プレイヤーを抽出・想定し、検討することとする。

### 1) 検討事項

- 静岡圏域における企業版ふるさと納税制度のスキーム設計
- 県内外のプレイヤー（官民）の巻き込み
- 寄付対象となる公的事業案の検討
- ターゲット及びアプローチ方法（リーチ・訴求価値）
- 上記枠組みの中で甲が有すべきと考えられる（投資型・事業型・仲介型等）事業者等に対する支援サービスの検討

### ② 次年度アクションプランの策定

- ① に基づき、次年度本事項を推進するにあたっての実施事項（静岡圏域版のプレ

イヤー巻き込みや申請等)を整理する。なお、前提となるアクションプランは、令和3年度の地域再生計画(※企業版ふるさと納税制度を自治体が受け付けるにあたって必要となる内閣府所管の計画)への申請を前提とした検討とする。

(3) 打合せ

調査の進捗に応じ、概ね4回程度の打ち合わせを行うこと。なお、コロナ禍の状況等に鑑み、打ち合わせは、Webによる開催を基本とし、特に必要を認める場合に、直接面談を行うこととする。

3 成果品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 調査結果報告書一式 印刷物1部及びデータ一式(USBにより提出)
- (2) 調査結果のポイントを対外プレゼン用に整理したもの 印刷物6部及びデータ一式(USBにより提出)

4 報告書提出期限

令和3年3月10日(水)